

静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領の運用

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条関係

- (1) 静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領（以下「要領」という。）に該当する複数の業務を一括して発注する場合の最低制限価格は、業務毎に要領第3条第2項により算定したのち合計した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じた額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
- (2) 「道路台帳歩掛」を適用する委託にあっては、要領第3条第2項第1号の測量業務を適用し、「直接台帳費」を直接測量費とし、最低制限価格を算定するものとする。
- (3) 「土質調査業務委託標準積算基準」を適用する委託にあっては、要領第3条第2項第5号の地質調査業務を適用し、「共通仮設費」を間接調査費とし、最低制限価格を算定するものとする。

附 則

この運用は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成29年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この運用は、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。